

蒲郡市では、中小企業の皆さんに対して必要な事業資金や市民のマイホームづくりの応援に住宅資金の融資をしています。ご利用の人は市役所商工労政課または取扱金融機関までお気軽にどうぞ。

なお、各資金の利率は平成9年5月1日現在のものです。

①設備近代合理化資金 ②事業独立開業・転換資金 ③共同組合事業資金

区分	設備近代合理化資金		事業独立開業・転換資金		共同組合事業資金	
	通常資金	公害防除資金	独立開業資金	転換資金	設備資金	運転資金
融資対象	企業の近代合理化のため設備・公害防除施設等を行うとする会社・個人。製造業は、従業員300人以下で資本金1億円以下。卸売業は、従業員100人以下で資本金3,000万円以下。小売・サービス業は従業員50人以下で資本金1,000万円以下		市内に住所を有し3年以上雇用され25歳以上の自ら独立開業しようとする人	市内に住所または本店と一定の事業所を有し、継続して3年以上同一事業を営んでいて、事業を転換するにあたり、転換後の事業が主力となり、これを実施する能力を有すること。従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の企業	市内の中・小商工業者の共同組織である組合等	
融資限度額	5,000万円	3,500万円	設備資金 750万円	設備資金（制限付の運転資金を含む）750万円（注）	設備資金 7,000万円	運転資金 4,000万円
期間・利率	5年以内 年2.0% 7年以内 年2.2%	5年以内 年1.9%	5年以内 年2.0%		5年以内 年1.9%	3年以内 年1.9%
返済方法	分割返済（据置は6カ月以内まで可能）		分割返済（据置は4カ月以内まで可能）		分割返済（据置は12カ月以内まで可能）	
連帯保証人	個人…市内居住1人以上		会社…市内居住2人以上（代表者を含む）		正副理事長を含め3人以上	
担保	要 し ま す					
その他	設備資金は自己資金が2割以上あること（公害防除資金は1割以上）					

（注）借入れ申込みに空枠がある時は、借入設備融資の30%以内を運転資金として加算することができます



事業資金の補助金

中小企業信用保証付融資保証料補給制度

補給対象	市の略称①②③制度で設備資金（750万円以下）の融資時に、信用保証制度を利用し、当初の返済条件どおり完済された人
補助額	支払った信用保証料の40%以内
申請方法	融資金完済日から60日以内に、申請書と完済証明書を市役所商工労政課に提出してください

創造的事業活動促進者等に対する信用保証料助成制度

補給対象	愛知県融資制度の経済環境適応資金で下記の融資制度を利用したもの ①新分野進出・事業転換資金 ②創造的事業活動促進資金
補助額	初回借入額のうち5,000万円までを対象とし、その保証料の50%以内（50万円まで）
申請方法	融資実行日から90日以内に市所定の書類を市役所商工労政課に提出してください

市役所商工労政課 ☎66-1118

長期固定金利で無理なく返済